



年金額の改定について

年金額については、16年改正法に老齢年金などの額が規定され、その額に毎年度政令で示される改定率を乗じて得た額とする方式に変わりましたが、従前額保障により現行の年金額が維持されています。平成12～14年度の累積マイナス1.7%のマイナススライドを特例的に実施しなかった水準の年金額（特例水準の年金額）が、現在支給されていますが、この「特例水準の年金額」が法律の規定で計算された「本来の年金額」を上回る場合は、「特例水準の年金額」が支給されるという従前保障措置がとられ、物価が下落した場合には、これにスライドして引き下げられることとなります。平成18年度の年金額については、平成17年平均の消費者物価変動率がマイナス0.3%となったことから、平成18年度の「特例水準の年金額」は、マイナス0.3%の引き下げとなります。

参考 年金早見表

	現 行		(H18.4～)	
	年 額	月 額	年 額	月 額
【国民年金】	円	円	円	円
老齢基礎年金	794,500	66,208	792,100	66,008
障害基礎年金（1級）	993,100	82,758	990,100	82,508
（2級）	794,500	66,208	792,100	66,008
遺族基礎年金（子1人）	1,023,100	85,258	1,020,000	85,000
基本	794,500	66,208	792,100	66,008
加算	228,600	19,050	227,900	18,992
10年年金	482,700	40,225	481,300	40,108
5年年金	410,800	34,233	409,600	34,133
障害年金（1級）	993,100	82,758	990,100	82,508
（2級）	794,500	66,208	792,100	66,008
母子年金（子1人）	1,023,100	85,258	1,020,000	85,000
基本	794,500	66,208	792,100	66,008
加算	228,600	19,050	227,900	18,992
老齢基礎年金	407,100	33,925	405,800	33,817